



神奈川県

県民の健康と快適な 生活環境を守るために

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正概要

神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例を改正し、平成23年7月22日に公布、平成24年10月1日に完全施行することにしました。

この冊子は、このたびの条例の改正の概要をまとめたものです。

事業者の皆様におかれましては、条例改正の趣旨、内容をご理解のうえ、規制基準等の遵守とともに、適正な手続に努め、一層の環境保全の推進にご協力をお願いします。



平成24年3月
環境農政局大気水質課

改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例は、工場等の設置についての規制、事業活動における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定し、平成 10 年 4 月より施行しました。

条例の施行後 10 年余りが経過する中で、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、平成 23 年 7 月 22 日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年神奈川県条例第 31 号）を公布（以下、同条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「旧条例」といい、改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）し、平成 24 年 10 月 1 日より完全施行します（一部は、平成 24 年 4 月 1 日より施行します。）。

目次

1	条例の概要	．．．	1 ページ
2	指定事業所の設置等の手続	．．．	1 ページ
3	指定事業所の自主管理の推進	．．．	6 ページ
4	土壌汚染対策に係る規定の見直し	．．．	11 ページ
5	環境情報の提供等の促進	．．．	15 ページ
6	環境法令の改正に伴う規制対象物質、 規制基準等の見直し	．．．	17 ページ
7	その他の改正	．．．	18 ページ
○	条例改正・施行についての問い合わせ先	．．．	20 ページ

1 条例の概要

【事業所に対する規制】

- 事業所のうち公害の発生源となる蓋然性が高いと見られる事業所を設置する際に事業活動を総合的に審査し、許可する総合審査許可制度を導入しています。
- 環境保全に係る自己管理能力を有する事業所を環境管理事業所として認定するとともに、事業者が自主的に環境配慮に取り組む責務規定とそれを支援する指針を定めています。
- 排煙、排水、騒音、振動などの規制基準を全ての事業所に適用しています。

【特定行為の制限、土壌汚染対策等】

- 屋外燃焼行為の制限として、規制基準に適合する焼却施設を用いることなく、屋外で合成樹脂等を燃焼することを制限しています。
- 土壌汚染対策として、特定有害物質使用事業所の記録管理、区画形質変更時等の義務を定めています。

2 指定事業所の設置等の手続

条例では、事業所のうち、公害を生じさせるおそれがある作業（指定作業）を事業所に配置する施設等（指定施設）を用いて行う事業所を「指定事業所」とし、指定事業所が事業所の設置や指定施設の変更を行う際は、許可申請を求めています。申請に対する許可は、事業所における事業活動を総合的に審査して行われており、本県の公害防止のための基本的な仕組みとなっています。今回、指定事業所の設置等の手続について、改正を行いました。

(1) 指定事業所の設置の許可申請等

① 指定作業の追加（条例第2条第10号）

「汚染土壌の処理の作業」を条例別表第1に51の2に掲げる作業として追加し、汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業のうち、浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設（いずれも土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係るものを除く。）を用いる作業を条例第2条第10号に定める指定作業に追加しました。

なお、いわゆるオンサイト処理は、当該指定作業には該当しません。

② 指定施設の追加及び範囲の見直し（規則別表第1）

ア 「飼料又は有機質肥料の製造の作業」等の作業への指定施設の追加

条例第2条第11号に規定する規則別表第1の「飼料又は有機質肥料の製造の作業」等の作業の施設に、次のとおり乾燥施設等を追加しました。

なお、条例の施行日より前に、指定施設に追加された施設を設置していた指定事業所は、変更の許可申請等の手続は不要ですが、改正により新たに指定事業所となる事業所は、条例第15条に定める経過措置に基づき、当該事業所が指定事業所となった日から3月以内に（当該期間に第8条第1項の変更許可申請をする場合は、当該申請をする日まで）、規定の様式により知事に届け出ることとしました。

条例別表第1の作業	作業の内容	施設
35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業（農業又は漁業を営む者（同居人を含む。）がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに51に掲げる作業のうち51の右欄の(8)、(21)及び(23)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。）	(10) 乾燥施設
48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	食料品の製造の作業（40から47までに掲げる作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(12) 磨砕施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材（伐採木及び木の枝を含む。）、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(24)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)に掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)	(14) 熱分解施設（乾留施設を含む。） (20) コンベア施設（ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）及びバケツの内容積が0.03立方メートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）に限る。） (21) 乾燥施設 (22) 圧縮成形施設 (23) 発酵施設 (24) メタン発酵施設
51の2 汚染土壌の処理の作業	汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のうちいずれかを用いる作業（土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設を用いる作業を除く。）	(1) 浄化等処理施設 (2) セメント製造施設 (3) 分別等処理施設

(注) 下線部が追加した指定作業及び指定施設等です。

イ 指定施設の範囲の見直し【平成24年4月1日施行】

規則別表第1に定める施設のうち、施設の稼動に伴い発生する可能性のある公害が、専ら水質に係るもののみと想定される次の施設について、地下浸透禁止物質*（平成24年10月1日までの間は、特定有害物質）を使用せず、かつ当該施設から排出される水その他の液体が公共用水域に排出される施設ではない場合は、指定施設から除外することとしました。

なお、この改正により、指定事業所における全ての指定施設が、許可が不要な施設となった場合は、その時点で条例に基づく指定事業所ではなくなります。

※地下浸透禁止物質は、6(2)に記載のとおり今回の条例改正で新たに定義された用語です。

条例別表第1の作業	施設
17 無機顔料の製造の作業	(6) 湿式分別施設
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	(3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設
19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	(6) 蒸留施設 (7) 抽出施設 (9) 混合施設 (10) 濃縮施設
23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの casting、塑性加工若しくは熱処理の作業	(7) ろ過施設
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	(3) 洗浄施設
32 陶磁器の製造の作業	(5) 湿式分別施設 (6) 脱水施設 (7) 成型施設
33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	(7) 冷却施設
34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	(6) 脱水施設 (7) 混合施設（有機質砂壁材の製造の作業に用いられるものに限る。）
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	(6) 湯煮施設（蒸煮施設を含む。）
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(3) 容器洗浄施設 (11) 金属回収溶解槽
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	(8) コンテナ洗浄施設（コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るものに限る。）

③ 設置許可申請書に添付する書類の追加（条例第3条第2項、規則第4条）

設置許可申請書に、次の書類を添付しなければならないこととしました。

ア 申請者が法人の場合は登記事項証明書

イ 申請者が個人の場合は住民票の写し

ウ 申請者が法人又は個人以外の者である場合はその組織及び運営に関する事項を記載した書類

エ 申請に係る指定事業所を、複数の事業所が立地する一団の土地に設置する場合であって、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該土地の使用権原を有する者全ての合意を得たことを証する書類

その他、申請者が代理人の場合は、申請の手続の権限を有することを証する書類（規則第94条）

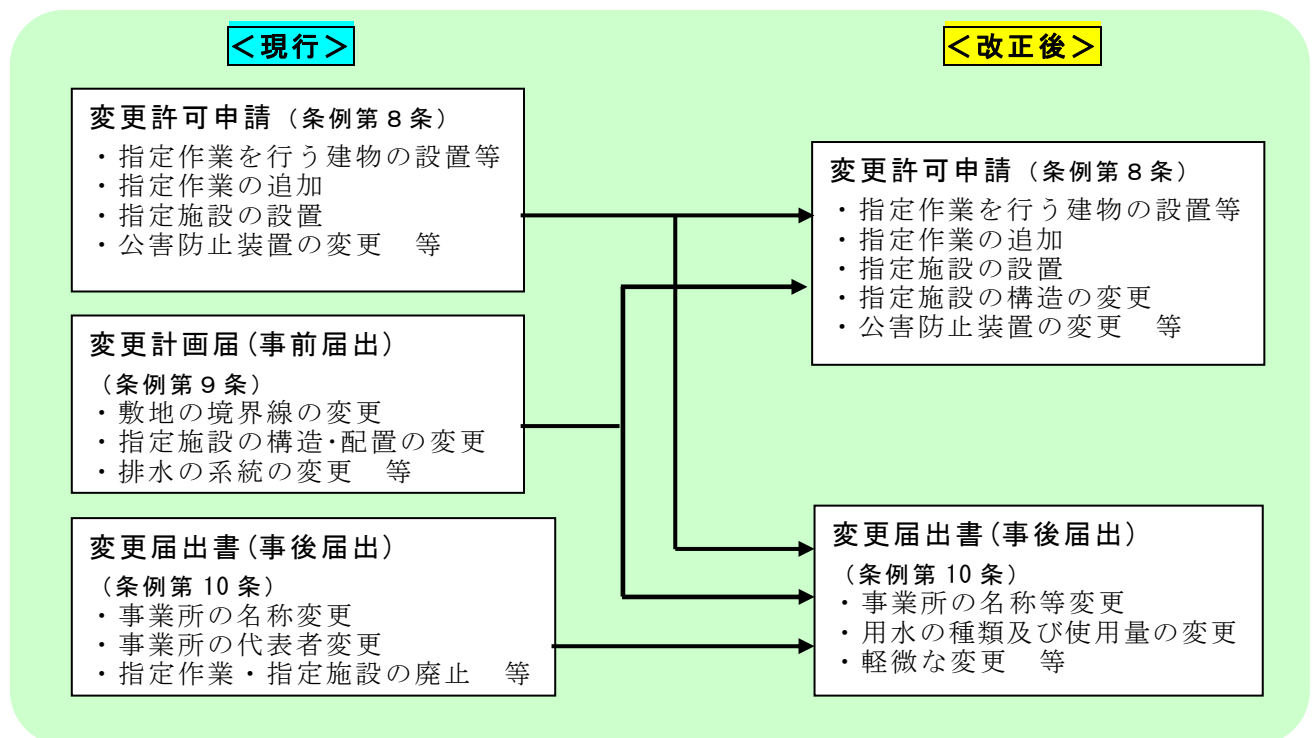
④ 設置工事完了の届出（条例第7条）

旧条例では、指定事業所は事業を開始した後15日以内に事業開始の届出が必要でしたが、改正後は当該届出の時期を指定施設の設置の工事が完了した後15日以内としました。

(2) 指定事業所の変更に係る手続

指定事業所の許可を受けた者が、新たな指定施設の設置等を行う際は、変更許可申請等の手続を必要としているところですが、変更する事項がどの手続に該当するのか分かりづらいことや、施設を環境への負荷を低減するものに更新する際も煩雑な手続が必要となることなどから、改正を行いました。

旧条例では、指定事業所が事業を開始した後に、条例の規定に基づく変更を行う場合は、その変更の内容に応じて許可申請、事前届出又は事後届出を行うこととしていましたが、改正後は事前届出を廃止し、変更に係る手続は、許可申請又は事後届出のいずれかとしました。



① 変更許可申請の対象となる場合（条例第8条第1項）

人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある次に掲げる変更等としました。

- 指定事業所の位置及び排水の排出先の変更により 規制基準が変更前の規制基準より厳しくなる変更
- 指定事業所の敷地の境界線等並びに指定施設の種類、規模、能力、構造及び使用時間等の変更により排煙、排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、騒音及び振動の 予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更
- 指定作業の種類の変更

② 変更届出の対象となる場合（条例第 8 条第 1 項、条例第 10 条、規則第 11 条第 2 項）

①に該当するもの以外で、氏名又は名称及び住所並びに指定事業所の名称等とともに、次に掲げる事項の変更は、事後届出とすることとしました。

ア 用水の種類及び使用量の変更

イ 用水の系統の変更

ウ 排水の排出先を公共下水道とする変更

エ 次のいずれにも該当しない軽微な変更



(ア) 指定事業所の位置及び排水の排出先の変更にあつては、変更後に適用される規制基準が変更前の規制基準より厳しくなる変更

(イ) 条例第 3 条第 2 項の規定による次の変更にあつては、排煙、排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、騒音及び振動の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更

○ 指定事業所の敷地内における建物等の配置、構造及び敷地の境界線

○ 指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間

○ 原材料及び燃料の種類及び使用量

○ 指定事業所における排水の系統

○ 別表第 1 の 51 の項に掲げる作業を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量

○ 別表第 1 の 68 の項に掲げる作業を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量

○ 公害の防止の方法に関する計画

(ウ) 指定作業の種類及び工程の変更にあつては、指定作業の種類の変更

③ **新規** 環境配慮推進事業所で変更の許可申請が必要な要件（条例第 8 条第 1 項、規則第 11 条第 1 項）

「環境配慮推進事業所」は、p 7 参照

「公害の防止上特に重要な変更」[※]を規定し、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所として登録される環境配慮推進事業所であっても、当該変更であれば、変更の許可申請が必要になることとしました。

※ 規則別表第 1 の 51 の項に掲げる廃棄物焼却炉に係る変更のうち、当該施設の規模、能力、構造等、排煙、排水指定物質等の予測値、再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量並びに当該指定事業所における排水の系統等の変更

(3) その他の手続等の改正

① 会社の分割に伴う一部承継の追加（条例第 11 条第 2 項）

旧条例では、事業の譲受、借受、相続、合併又は分割に伴う指定事業所に係る承継は、当該指定事業所を全部承継する場合のみを認めていましたが、近年増加する分社化に対応するため、改正後は当該一部の指定事業所がそれぞれ単独で公共下水道に排水を排出している場合、会社の分割に伴う指定事業所の一部の承継を認めることとしました。

② **新規** 指定事業所の休止・再開届出制度（条例第 12 条）

指定事業所の休止及び再開の届出制度を設けたことにより、旧条例第 14 条の許可の取消しの要件として規定していた「1年以上引き続き休止している場合」を削除しました。

③ **削除** 環境配慮書の提出の廃止（旧条例第16条及び第17条の削除）

旧条例では、指定事業所の設置の許可申請時及び変更の許可申請時に、事業者が自ら環境に配慮した内容を記載する「環境配慮書」の提出を求めていましたが、環境配慮書の提出は廃止することとしました。

3 指定事業所の自主管理の推進

旧条例では、指定事業所が日本工業規格 Q ISO14001 認証を取得している場合は、申請により「環境管理事業所」と認定し、環境に係る自主管理能力を有する事業所として、変更許可手続の免除等を行っていました。しかし、環境マネジメントシステムの取得のみでは環境配慮の実効性が不明であることなどから、環境管理事業所制度について見直しを行いました。

(1) 環境管理事業所の認定基準等の変更

① 認定基準の変更（条例第 18 条第 1 項、規則第 24 条）

環境管理に係る規格の多様化や現状等を踏まえ、環境管理事業所の認定基準を次のとおり変更しました。

ア 日本工業規格 Q ISO14001 と同等な効果があるものとして、次の環境マネジメントシステムの登録等を追加し、いずれかに該当していること。

(ア) エコアクション 21を実施しているものとして登録していること。

(イ) K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードのステップ 2の内容を実施しているものとして登録していること。

イ 従来条例第 27 条及び第 31 条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされていることと併せて、認定を受ける前に 3 年以上継続して排煙及び排水の規制基準を遵守していること。

ウ 条例第 58 条第 2 項の土壤の汚染状態の基準に適合しない土壤汚染又は環境汚染を確認している場合、土壤汚染等の拡大を防止するための必要な措置を講じていること。

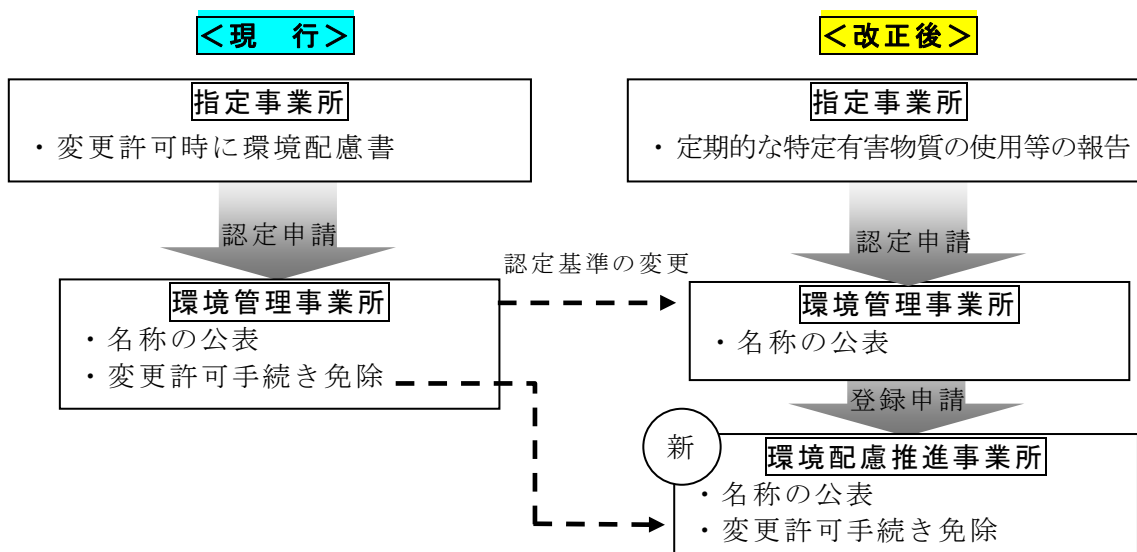
エ 条例第 110 条の 2 に規定に基づき勧告された場合は、その勧告に従っていること（正当な理由がある場合は除く。）。

② 認定に係る欠格事項の追加（条例第 19 条）

認定に係る欠格事項に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の規定違反により過料の処分を受けた場合を追加しました。

(2) **新規** 環境配慮推進事業所の登録制度

指定事業所の環境配慮の実効性をより明確にするため、環境管理事業所の自主管理能力の評価手法を改め、環境管理事業所登録の要件に適合した場合に、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している当該事業所を「環境配慮推進事業所」として登録することとしました。（条例第 19 条の 2、規則第 27 条の 2、規則別表第 1 の 4）



旧条例では、環境管理事業所は変更の許可申請の手続を免除されていましたが、改正後は、環境配慮推進事業所にのみ免除規定を適用することとしました。また、旧条例では、環境管理事業所は、変更に係る事前届出及び事後届出の手続も免除されていましたが、改正後は環境配慮推進事業所についても事後届出が必要となります。

さらに、環境配慮推進事業所であっても、「公害の防止上特に重要な変更」を行う場合は、変更の許可申請の手続が必要になります。

条例の施行日の前に環境管理事業所の認定を受けている事業所については、当該認定が終了するまでは、環境配慮推進事業所と同様に変更の許可申請の手続が免除されます。（改正条例附則第 10 項）

環境配慮推進事業所の登録要件

①又は②の要件を満たす場合に、環境配慮推進事業所として登録されます。

① 環境に配慮した事項に係る登録要件（規則別表第 1 の 4）

次の「環境への負荷の低減に関する要件」、「化学物質の適正な管理に関する要件」及び「環境に係る組織体制の整備に関する要件」の全てについて、一定の内容を実施していること（登録の要件の評価は、申請をする年度の前 3 年間とします）。

○ 環境への負荷の低減に関する要件

次表の30の項目のうち、それぞれの内容を実施している場合を1点として、点数の合計が全体（最高30点）の3割以上であること。（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しない項目を除きます）。

項 目	内 容（各1点）
原材料の選択	製造原料には、有害性の低い原料を選択
有機塩素系溶剤の代替物質への転換	有機塩素系溶剤は、代替物質への転換を図る
良質な燃料の使用	都市ガス等の良質燃料を使用
窒素酸化物の発生抑制	ボイラー等は、低ノックスバーナー等の機器を採用
燃焼機器の適正使用	燃焼機器の運転管理は、適正な燃焼空気比を維持
燃焼の適正管理の徹底	焼却物の投入量を適正に維持し、燃焼の適正管理を徹底
二次生成汚染物質の発生抑制	浮遊粒子状物質等の使用や排出を削減
揮発性有機化合物の排出抑制	削減目標計画の作成と達成状況を把握・評価
揮発性有機化合物の削減目標達成状況の公表	揮発性有機化合物の削減目標の達成状況の結果を積極的に公表
揮発性有機化合物を含む塗料等の使用量削減	揮発性有機化合物を含む塗料及び溶剤の使用量を削減
低揮発性有機化合物含有量の塗料等への転換	揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料及び溶剤への転換
機械類の防音又は防振対策	騒音・振動発生源の機械類への防音・防振対策
建物の防音対策	建物に吸音材を用いて騒音を減衰
建物の配置	著しい騒音・振動を伴う作業を行う建物の適正配置
自主的・積極的な排煙及び排水の測定の実施	排煙及び排水の測定と結果の記録
施設及び設備の定常状態等の把握	施設・設備の定常時及び負荷変動時の状態を把握
排煙及び排水の測定の周知徹底	排煙及び排水の測定方法、測定結果の管理体制等を明確化し、周知徹底
技術的な検証の実施	排煙の排出の制御方法等の技術的な検証
精度管理の体制の整備	排煙及び排水の測定方法及び測定結果を検証・管理する体制を整備
水の使用量の削減	水の再利用等により水の使用量を削減
エネルギーの消費の見直し	エネルギー使用の合理化により燃料使用量及び電力使用量を削減
新エネルギー等の活用	太陽光発電等の新エネルギー等を活用
窒素及び ^{りん} の削減・除去	窒素又は ^{りん} の含有副原料等の使用量削減と除去対策
定期的な排水測定及び記録の保管	定期的な排水の汚濁状態の測定と結果の記録
地下水の採取量削減	水の再利用等により地下水の採取量を削減
地下水のかん養	浸透効果が高いますの設置等による地下水のかん養
低公害車の導入	低公害車を優先する導入計画を策定
燃費目標の設定	燃費目標を設定し、達成に向けた取り組み
エコドライブに関する教育の実施	従業員に対しエコドライブの定期的な教育を実施
関係者へのエコドライブ実施要請	低公害車の優先利用とエコドライブの実施を要請



○ 化学物質の適正な管理に関する要件

次表の10の項目のうち、配点を次のとおりとし、点数の合計が全体（最高30点）の6割以上であること（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除きます）。

項目	内 容			【配点】	第1段階のみに該当 第1段階及び第2段階に該当 第1段階、第2段階及び第3段階に該当	1点 2点 3点
	第1段階	第2段階	第3段階			
化学物質の管理体制の整備	管理組織の整備	連絡体制の明確化	責任者の選任			
化学物質管理規程類の整備	規程類の整備	定期的な点検	点検結果の見直し			
化学物質管理の徹底	研修の実施	従業員等への周知徹底	情報の提供			
化学物質の有害性等の評価	有害性等の把握	安全性影響度の評価	新規導入化学物質等の評価			
工程管理	化学物質の量及び使用等の方法の把握	代替技術の情報収集	工程管理対策			
排出処理	作業工程等の維持管理	技術の情報収集	排出処理対策			
自己監視及び自主測定	排出の量の把握	環境汚染の未然防止	環境汚染の実態把握			
未然防止対策	施設及び設備等の整備	事故防止体制の整備	訓練の実施			
災害及び事故の対応	関係機関等への通報	周辺地域等への周知	県民への情報の提供			
化学物質を含む廃棄物の適正処理	廃棄物の発生抑制	廃棄物の適正保管	廃棄物の適正処理			

○ 環境に係る組織体制の整備に関する要件

次表の10の項目のうち、配点を次のとおりとし、点数の合計が全体（最高30点）の6割以上であること（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除きます）。

項目	内 容			【配点】	第1段階のみに該当 第1段階及び第2段階に該当 第1段階、第2段階及び第3段階に該当	1点 2点 3点
	第1段階	第2段階	第3段階			
環境の保全のための基本方針	基本方針の作成	定期的な点検	点検結果の見直し			
環境の保全のための行動目標	行動目標の設定	定期的な点検	点検結果の見直し			
環境の保全のための行動計画	行動計画の作成	定期的な点検	点検結果の見直し			
環境の保全のための体制整備	体制の明確化	組織図の作成	定期的な見直し			
環境会計の実施	算定基準の作成	内部評価の実施	結果の公表			
環境に関する法令の遵守状況の確認	内部の確認体制の整備	定期的な点検	点検結果の見直し			
施設等の点検管理の規準の整備	点検管理の規準の整備	点検管理の実施	点検結果の見直し			
環境の保全のための従業員の教育	従業員教育の実施	研修の実施	社会貢献活動の奨励			
環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備	環境に係る情報の把握	体制の明確化	情報の提供			
事故時及び非常時における対応の仕組みの整備	日常点検の徹底	対応手順の作成	訓練の実施			

② 近隣住民等との環境保全に関する相互理解に係る登録要件

次に掲げるいずれかに該当すること。

- 近隣住民等と生活環境の保全に係る協定を締結していること。
- 環境情報を提供するための説明会を毎年1回以上定期的に開催していること。

(3) **新規** 化学物質の自主的な管理状況の報告制度

事業者自らが環境への負荷を認識するとともに、規制対象となる物質の測定・記録の義務を遵守することによって、環境管理の自主的取組を推進するため、全ての指定事業所の設置者は3年ごとに使用等している特定有害物質の種類等次に掲げる事項を知事に報告しなければならないこととしました。

定期的な報告事項（条例第42条の3）

- 排出ガスに含まれる排煙指定物質及び排水に含まれる排水指定物質の種類
- 当該指定事業所で製造し、使用し、処理し、又は保管している特定有害物質（過去において製造等していたものも含む）の種類及び当該種類ごとの使用期間
- 事業活動に伴って発生する炭化水素系特定物質の種類及びその種類ごとの使用履歴
- 環境に係る組織体制の整備に係る事項

なお、定期的な報告の実施について知事から勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、勧告を受けた者の氏名等を知事が公表することができることとしました。

(4) **環境配慮指針の改正・廃止（条例第37条、第48条、旧条例第44条の削除）**

事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を支援するため、「公害の発生要因の低減に関する指針」を「環境の負荷の低減に関する指針」に改めるとともに、「環境に係る組織体制の整備に関する指針」を改正することとしました。併せて、「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」を廃止することとしました。



4 土壤汚染対策に係る規定の見直し

(1) **新規** 汚染された土地、汚染土壤に関する努力規定等の追加

旧条例では、土地の区画形質変更を行う際には、土壤汚染（自主的な調査により判明したものを含む。）による公害が発生しない方法により行うことを努力規定として条例第 58 条に定めていましたが、これに加えて、改正後は土地の区画形質変更を行う際の周辺住民への周知並びに汚染土壤を運搬する際及び汚染土壤の処理を行う際の公害防止措置等に関する努力規定や、汚染土壤を用いた埋立等の禁止規定を次の①から⑥のとおり追加しました。

また、併せて、知事は土壤の汚染状況等の調査並びに汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壤汚染調査対策指針」という。）を定め公表するものとししました。（条例第 58 条の 6）

① 汚染された土地で土地の区画形質変更を行う際の周辺住民等への周知（条例第 58 条第 2 項）

「汚染された土地」*において土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該土壤汚染に関する公害防止の計画等について、周辺住民等に対し周知を行うよう努めることとしました。

汚染された土地

※「汚染された土地」とは、次のいずれかの調査により、次の対象物質に関して基準値を超える汚染が判明した土地を指します。

【調査】

- 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査
- 県条例に基づく特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土壤の汚染状況の調査
- 土壤汚染調査対策指針に定める調査方法と同等以上の方法により行った土壤の汚染状況の調査（自主的な調査等）

【対象物質及び基準値】

対象物質	基準値
特定有害物質（土壤汚染対策法に定める特定有害物質と同じ 25 項目）	土壤汚染対策法に定める土壤溶出量基準及び土壤含有量基準と同じ値*
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g

※基準値に適合しないことが判明した土壤については、その後、不溶化処理（薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように処理すること）を行った場合も、基準値に適合しない土壤として扱います。

② 汚染土壤の運搬又は処理を委託する際に行うべき事項（条例第 58 条第 3 項）

「汚染土壤」*の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めることとしました。

なお、措置の具体的な内容は、土壤汚染調査対策指針で定める予定です。

汚染土壌

※「汚染土壌」とは、次の土壌を指します。

- 「汚染された土地」の土壌及び「汚染された土地」から搬出された土壌
〔汚染範囲の絞込み調査や浄化措置等により基準値に適合していることが確認された土壌は該当しません。〕
- そのほか、基準値に適合していないと認められた土壌

③ 汚染された土地を譲渡等する際の情報提供（条例第58条の2）

「汚染された土地」の所有者、管理者又は占有者は、当該土地を譲渡し、貸与し又は返還しようとする際は、その相手方に土地の汚染状況に関する情報を引き継ぐよう努めることとしました。

④ 汚染土壌を用いた埋立て等の禁止（条例第58条の3）

「汚染土壌」を使用した埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積行為を、次の場合を除いて禁止しました。

また、土地の所有者、管理者又は占有者は、このような行為を行わせるために所有、管理又は占有する土地を譲渡したり、使用させてはならないとしました。

<埋立等の禁止の対象にならない行為>

- 土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設で行う埋立等
- 条例に基づく指定事業所（汚染土壌の処理の作業を行うものに限る。）において行う処理のための一時的な堆積
- 汚染土壌の運搬過程における積み替え作業において、定められた基準に従って行う一時的な堆積
- その他、汚染土壌による公害が発生しないように適切な措置を講じたうえで行なわれる埋立又は盛土

⑤ 汚染土壌を運搬する際の公害の防止（条例第58条の4）

「汚染土壌」を運搬する者は、次の事項の実施に努めることとしました。

- 汚染土壌又は特定有害物質若しくはダイオキシン類の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- 汚染土壌とその他の物を混合しないこと。
- 異なる汚染土壌を混載する場合は、搬出元ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を同一の施設において処理する場合を除く。）

⑥ 汚染土壌の処理を行う際の公害の防止（条例第58条の5）

「汚染土壌」を処理する者は、次の事項の実施に努めることとしました。

- 処理する汚染土壌の汚染状態に照らして適切な方法で処理すること。
- 汚染土壌又は特定有害物質若しくはダイオキシン類の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- 処理した土壌を搬出する場合は、土壌の汚染状態が基準値に適合することを確認すること（別の施設で再処理するために搬出する場合を除く。）。
- 汚染土壌の処理を業として行う場合は、処理を行う土地の周辺における搬出入車両による公害の発生を防止すること。

(2) 特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地に関する規定の改正

「特定有害物質使用事業所」及び「ダイオキシン類管理対象事業所」につきましては、廃止時及び区画形質変更時に届出等が義務付けられているところですが、土壌汚染対策法を踏まえ、次の①から⑥のとおり改正を行いました。

① 特定有害物質の見直し（条例第 2 条第 8 号）

「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」及び六価クロム化合物を除く「クロム及びその化合物」を特定有害物質から除外し、土壌汚染対策法に定める特定有害物質と同じ項目としました。

② 土壌の汚染状況の調査等の具体的方法（条例第 59 条第 3 項、第 60 条第 2 項、第 4 項、第 60 条の 2 他）

土壌の汚染状況の調査の具体的方法並びに汚染が判明した特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地で土地の区画形質の変更を行う場合に作成する公害防止計画及び周知計画の具体的内容を、土壌汚染調査対策指針で規定することとしました。

③ 土壌の汚染状態の基準（第 58 条第 2 項）

特定有害物質に関する土壌の汚染状態の基準について、従来の土壌溶出量に関する基準に加え、土壌汚染対策法と同様に土壌含有量に関する基準を追加しました。

④ 土壌汚染対策法に基づき調査等が行われた土地に関する適用除外（条例第 59 条第 3 項、第 60 条第 2 項、第 4 項）

条例に基づく土壌の汚染状況の調査義務と平成 22 年 4 月に施行された改正土壌汚染対策法に基づく調査の義務が重複する部分について、条例に基づく調査の実施を不要としました。また、条例に基づく土壌の汚染状況の調査の結果、汚染が判明した土地が、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等に指定された場合について、条例に基づく公害防止計画の作成を不要としました。

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質変更（条例第 60 条第 1 項、第 6 項）

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行う場合の事前届（土地区画形質変更等届）について、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、当該事前届出を不要とし、形質変更を行っ

た日から起算して 14 日以内に、規定の様式によりその旨を知事に届け出るものとなりました。

⑥ **土地の形質変更であって、土壌の汚染状況の調査義務が適用されないものの追加（条例第 60 条第 2 項、第 63 条の 3）**

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土地の形質を変更する場合において、次のいずれかに該当する場合は、土壌の汚染状況の調査を行う必要がないものとなりました。

- 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次の全てに該当するもの
 - ・ 掘削した土壌を敷地外に搬出しないこと
 - ・ 特定有害物質のうち揮発性のものによる汚染のおそれが認められないこと
 - ・ 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること
 - ・ 掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること

なお、これらの形質変更についても、条例第 60 条第 1 項に基づく事前届出義務（土地区画形質変更等届）については、従来どおり適用されます。

⑦ **土地の区画変更の際に土壌汚染が判明した場合の公表規定の追加（条例第 60 条第 3 項、第 63 条の 3）**

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画を変更する際（敷地の一部を譲渡する際等）に実施した土壌の汚染状況の調査により土壌汚染が確認された場合について、条例第 59 条第 4 項に定める特定有害物質使用事業所の廃止時調査により土壌汚染が確認された場合と同様に、知事は土壌の汚染が確認された土地の住所その他の規則で定める事項を公表するものとなりました。

(3) **土壌汚染対策法に基づき汚染が判明した土地における地下水への影響の調査（条第 62 条の 2）**

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査（同法第 14 条の指定の申請により土壌汚染状況調査とみなされた場合を除く。）により、土壌汚染が確認された場合には、当該調査を行った者は、当該土壌汚染による地下水への影響を確認するための調査を行い、その結果を知事に報告しなければならないものとなりました。

(4) **削除 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に関する規定の削除（旧条例第 64 条から第 68 条の削除）【平成 24 年 4 月 1 日施行予定】**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 に基づき知事が指定した廃棄物が地下にある区域において当該区域の形質変更を行う場合には、同法により届出等が義務付けられていることから、特定廃棄物処分場敷地等の適正管理に関する規定を削除しました。

5 環境情報の提供等の促進

地域住民等の環境問題に対する意識の高まりを踏まえ、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報（以下「環境情報」という。）を、県民と事業者が共有し相互理解を進める趣旨の規定を設けました。

(1) 事業者の責務規定（条例第 97 条、条例第 101 条の 2）

事業者は、事業活動を行うに当たり、事業活動の内容、事業所の形態等に応じ、環境情報の提供を行うとともに、その活動の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならないこととしました。

また、環境への負荷を継続的に低減するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握し、周辺の地域の環境に配慮するよう努めなければならないこととしました。

(2) 周辺環境配慮事業者の環境情報の提供に係る義務規定

周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業を行おうとする者（以下「周辺環境配慮事業者」という。）は、当該事業を行うに当たり、事業所の周辺の地域の住民等（以下「近隣住民等」という。）に環境情報を提供しなければならないこととしました。

なお、改正条例の施行日より前に当該作業を行っていた事業者につきましては、当該規定は適用されません。

① 周辺環境配慮事業者の規定（条例第 99 条第 1 項）

次に掲げる作業を行う事業者としました。

周辺環境配慮事業者となる作業

- 規則別表第 1 の 51 の項に掲げる廃棄物焼却炉において廃棄物を焼却する作業
- 規則別表第 1 の 61 の項に掲げるボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業
- 施設（常時使用する従業員の数が 30 人未満の事業所に係る施設を除く。）においてマイクロエレクトロニクス技術、バイオテクノロジーその他知事が先端技術であると認める技術等を用いて、化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業

② 周辺環境配慮計画書の提出（条例第 99 条第 2 項、第 3 項）

周辺環境配慮事業者は、環境情報を提供する 14 日前までに、次に掲げる事項を記載した周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならないこととしました。

また、当該計画書には、周辺の生活環境に及ぼす影響（排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音及び振動に限る。）の調査結果（環境影響評価法又は神奈川県環境影響評価条例に基づく調査を実施した場合は、当該調査は不要）を添付しなければならないこととしました。

周辺環境配慮計画書への記載事項

- 事業の内容及び当該事業を実施する期間
- 事業に係る工事に着手する日
- 環境情報を提供する近隣住民等及び提供の方法の概要
- 「環境への負荷の低減に関する指針」及び「化学物質の適正な管理に関する指針」に基づき自ら周辺の地域の環境に配慮した事項
- 「環境に係る組織体制の整備に関する指針」に基づき環境に係る組織体制の整備を実施した事項



③ 周辺環境配慮報告書の提出・変更届出

ア 周辺環境配慮報告書の提出（条例第 100 条）

周辺環境配慮事業者は、次に掲げる期限までに、提供した環境情報の内容や環境情報を提供した近隣住民等及び提供の方法の概要を記載した周辺環境配慮報告書を知事に提出しなければならないこととしました。

対象となる作業	報告期限
○ 廃棄物焼却炉で廃棄物を焼却する作業	<u>当該施設を設置する</u>
○ ボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業	30日前
施設において先端技術を用いて、化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業	<u>当該作業を開始する</u>
	30日前

イ 変更の届出（条例第 101 条）

周辺環境配慮報告書を提出した周辺環境配慮事業者は、事業所の名称及び所在地並びに事業の内容及び当該事業を実施する期間等を変更したとき又は当該事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から 30 日以内に、規定の様式により知事に届け出なければならないこととしました。ただし、当該事業を行う指定事業所にあつては、当該事項を変更した際の変更の届出は不要としました。

(3) 環境情報の提供に係る指針等（条例第 98 条、第 101 条の 3）

事業者が実施する環境情報の提供が、公平かつ円滑に実施されるよう、知事は環境情報の提供に係る指針「環境情報の提供に関する指針」及び「周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針」を定め、公表することとしました。

(4) 環境情報の提供に係る勧告・公表規定

環境情報の提供の実施等について知事から勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、勧告を受けた者の氏名等を知事が公表することができるものとしました。

6 環境法令の改正に伴う規制対象物質、規制基準等の見直し

(1) 排煙の測定頻度の見直し（条例第 27 条、規則第 32 条）【平成 24 年 4 月 1 日施行】

平成 15 年に大気汚染防止法が改正され、その後も大気保全上の支障がないと判断されたことから、条例第 27 条に規定する排煙の測定頻度を次のとおり見直すこととしました。

① ガス発生炉のうち燃料電池等改質器から大気中に排出される窒素酸化物及びばいじん、又はガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関から大気中に排出されるばいじんに係る測定の頻度を 5 年に 1 回としました。

② 1 年につき継続して休止する期間が 6 月以上の場合、次の物質に係る測定頻度を年 1 回としました。

ア 排出ガス量が 4 万 N m³/h 未満の排煙発生施設から大気中に排出される窒素酸化物及びばいじん

イ 大気中に排出される炭化水素系特定物質及び排煙指定物質

(2) 地下浸透禁止物質の追加（条例第 2 条第 7 号、規則第 2 条の 3、旧規則第 34 条）

条例第 29 条第 1 項により地下への浸透が禁止される物質は、旧条例では、「特定有害物質」として定義していましたが、改正後は名称を「地下浸透禁止物質」に変えて定義し直すとともに、対象となる物質に、1,4-ジオキサン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの 3 物質を追加しました。

なお、追加された上記 3 物質に関する条例第 29 条第 2 項に定める地下浸透の未然防止のための構造基準につきましては、同項の規定により施行日より前に設置された施設については適用されません。

(3) 排水基準の見直し（規則別表第 9）【平成 24 年 4 月 1 日施行】

1,1-ジクロロエチレンに係る排水の規制基準について、平成 23 年 10 月に水質汚濁防止法に規定する排水基準が 0.2mg/L から 1mg/L に見直されたことを踏まえ、規則別表第 9 の排水の規制基準を 0.2mg/L から 1mg/L に改めました。

(4) 環境汚染原因物質及び基準値の見直し（規則別表第 17、第 18）【カドミウムに係る部分のみ平成 24 年 4 月 1 日施行】

① 水質（地下水を除く。）に関するもの

平成 21 年 11 月に 1,4-ジオキサンについて水質汚濁に係る環境基準が設定されたことを踏まえ、1,4-ジオキサンを規則別表第 17 の水質に係る環境汚染に係る物質に追加し、環境基準と同じ値の基準値を設定しました。

また、平成 23 年 10 月にカドミウムの水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に見直されたことを踏まえ、同表の水質に係る環境汚染の基準値を 0.01mg/L から 0.003mg/L に改めました。

② 地下水に関するもの

平成 21 年 11 月に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びトランス-1,2-ジクロロエチレンについて地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されたことを踏まえ、これら 3 物質について規則別表第 17 の地下水に係る環境汚染に係る物質及び規則別表第 18 の地下水の水質の浄化基準の対象物質に追加し、環境基準と同じ値の基準値を設定しました。

また、平成 23 年 10 月にカドミウムの地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に見直されたことを踏まえ、規則別表第 17 の地下水に係る環境汚染の基準値及び規則別表第 18 の地下水の水質の浄化基準を 0.01mg/L から 0.003mg/L に改めました。

(5) 事故時における措置等の義務の対象となる物質の追加（規則別表第 16 の 2）

水質汚濁防止法第 14 条の 2 の規定に基づき事故時の措置の対象となる同法第 2 条第 4 項に規定する指定物質（52 物質）のうち、これまで条例第 113 条に定める事故時における措置等の義務の対象となる物質に指定されていなかったもの（32 項目）を新たに追加しました。

7 その他の改正

(1) 粉じんの定義の見直し（条例第 2 条第 4 号）

規制対象の作業に「建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業」を追加しました。

(2) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業の規制の見直し（条例第 26 条、旧条例第 51 条の削除）

指定事業所以外の事業所が不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業を行う場合、旧条例では、知事への事前届出を義務づけていましたが、悪臭対策として住居系地域において禁止される行為に当該塗布作業を追加するため、当該届出制度は廃止しました。

なお、条例の施行日より前に住居系地域において当該作業を行っていた場合は、当該禁止行為の規定は適用されません。

(3) 屋外燃焼行為の制限の見直し（条例第 49 条、規則第 41 条）

罰則規定の対象を事業者から事業者以外の者まで拡大するとともに、条例で規制する行為を「屋外燃焼行為の制限」から「屋外における焼却の制限」に改めました。

(4) 汚染土壌の処理の作業に係る排煙の規制基準等の設定（条例第 25 条、第 27 条、規則第 30 条、第 32 条）

指定作業に 51 の 2 の項として「汚染土壌の処理の作業」を追加したことに関連して、次のとおり排煙に関する規制基準等を見直しました。

① 硫黄酸化物及び窒素酸化物の規制基準（規則別表第 2、第 3）

土壌汚染対策法の許可に係る汚染土壌処理施設である浄化等処理施設のうち、補助燃料を使用するものであって、当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものについて、規則別表第 2 及び第 3 に基づく硫黄酸化物及び窒素酸化物に関する排煙の規制基準を適用することとしました。

② 炭化水素系物質の規制基準（規則別表第4）

規則別表第4の2に定める炭化水素系物質の排出濃度及び排出の方法の基準について、指定施設だけでなく、土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壤処理施設（埋立処理施設を除く。）についても適用することとしました。

③ ばいじんの規制基準（規則別表第5）

汚染土壤の処理を行う施設（浄化等処理施設に限る。）について、条例別表第1の54の項に掲げる「廃ガスの燃焼又は分解の作業」に係る廃ガス燃焼施設と同等の規制基準を設けました。

④ 排煙の測定義務（規則第32条）

土壤汚染対策法の許可に係る汚染土壤処理施設であって、条例の排煙に関する規制基準が適用される施設を設置する事業所については、指定事業所と同様に排煙の測定義務を適用することとしました。

(5) **削除** 特定低公害車の導入義務の削除（旧条例第86条の2第4号、89条、90条の削除）

低公害な車両が導入されている現状等を踏まえ、低公害車の定義を見直し、自動車を購入又は使用する全ての者に低公害車導入等の責務を課し、一定規模の事業者に課している特定低公害車の導入義務については削除することとしました。

(6) 違反者等への勧告・公表規定（条例第110条の2、第110の3）

知事は、条例の規定に違反している者又は責務を果たしていない者若しくはそのおそれがある者に対して、必要な措置をとることを勧告することができ、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができることとしました。

(7) **新規** 応急措置を実施する事故の報告制度（条例第113条）

事業者は、事業所において生じた事故又は自動車の事故に伴い、大気の汚染、悪臭又は水質の汚濁の原因となる油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）等の物質を放出又は排出した場合は、直ちに、その旨を県各地域県政総合センター環境部及び関係市町村（以下「通報受理機関」という。）に通報し、応急措置を実施するとともに、事故の概要を通報受理機関に報告しなければならないこととしました。

(8) 環境汚染の原因者とみなされる者の追加（条例第113条の6関係）

条例第58条の3により汚染土壤を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行うことを禁止したことを踏まえ、当該規定に違反してこれらの行為を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）を条例第113条の6第1項に規定する規則で定める者に追加しました。

○ 条例改正全般についての問い合わせ先

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話番号
県域（横浜市、川崎市を除く。）	神奈川県環境農政局 環境保全部大気水質課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-1111 （代表）

○ 条例の施行についての問い合わせ先

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話番号
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210 （代表）
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県県央地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 （代表）
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 （代表）
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、	神奈川県足柄上地域 県政総合センター 環境部環境課（※）	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111 （代表）
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県西湘地域 県政総合センター 環境部環境課（※）	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 （代表）
相模原市	相模原市環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8241
横須賀市	横須賀市環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8328
平塚市	平塚市環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-21-9764
藤沢市	藤沢市環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3519

※ 平成 24 年 4 月 1 日より、足柄上と西湘の地域県政総合センターを再編・統合し、新たに「県西地域県政総合センター」を現在の県西湘地域県政総合センターに設置します。

<参考> 県生活環境の保全等に関する条例関係のホームページリンク先

- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/>
- 神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課 <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515/>
- 神奈川県生活環境保全等対策検討委員会 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6984/>